

ばら積貨物船及び二重船殻油タンカーの船体検査に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編
鋼船規則検査要領 B 編

改正事項

ばら積貨物船及び二重船殻油タンカーの船体検査に関する事項

改正理由

IACS において、ばら積貨物船及び油タンカーの就航後の船体検査に関する要件を規定する IACS 統一規則 Z10 シリーズについて、主として ESP コードとの整合を図る改正が行われ、2018 年 1 月に採択された。同改正では、用語や図等を ESP コードに整合させるとともに、IACS CSR for Bulk Carriers and Oil Tankers 制定に伴う CSR に関する参照先の修正等が行われた。

一方、本会規則においては、ESP コードの取入れや鋼船規則 CSR-B&T 編制定に伴い、関連規則の必要な改正を行ってきていることから、上述の IACS 統一規則 Z10 シリーズの改正については基本的に既に対応できているものの、一部の要件については関連規定を見直す必要があった。

このため、改正された IACS 統一規則 Z10 シリーズに基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) GBS が適用される船舶に要求される年次検査の要件が、中間検査及び定期検査においても実施することを明確にするよう改めた。
- (2) 定期検査における二重船殻油タンカーの精密検査において、対象となるバラストタンクの定義を明確にするよう改めた。
- (3) CSR が適用される二重船殻油タンカーの板厚計測の計測箇所例を示す図を改めた。
- (4) 現存ばら積貨物船に対する倉内肋骨の板厚計測に関し、倉内肋骨と肘板が一体でない場合の下部肘板の断面位置を示す図を追加した。
- (5) ばら積貨物船の倉口蓋又は倉口縁材を大規模補修する場合における、締付け装置の強度に関する要件を規定した。
- (6) 板厚計測記録の様式に関する要件において、鋼船規則 CSR-B&T 編の参照を追記した。

改正条項

鋼船規則 B 編 4.7, 表 B5.5-1, 5.7, 図 B5.7 から図 5.10
鋼船規則検査要領 B 編 図 B1.1.9-4, B3.2.2, B5.2.6